

次号の特集予告

276 巻 13 号(2021 年 3 月 27 日発行)

特定行為看護師，医師事務作業補助者の現状 ——養成と配置

企画：國土典宏(国立国際医療研究センター理事長)

- ・“特定行為に係る看護師の研修制度”は，医師の判断を待たずに一定の診療補助行為を行うことができる看護師の養成を目的として 2015 年から施行された制度で，タスクシフティングの切り札となる可能性がある。
- ・一方，医師事務作業補助者は医師が行う業務のうち事務的な業務をサポートする職種で，診療報酬制度ではこの配置人数によって診療報酬加算が認められており，急速に普及しつつある。
- ・これら 2 つの職種は医師の業務を肩代わりするという意味だけでなく，それぞれの人材のキャリアパスとしても重要な制度である。本特集では 2 つの職種の現状，とくに養成課程や配置について専門家に解説いただく。